
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 令和6年第1回 *
*

(令和6年2月15日)

目 次

令和6年2月15日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報 告 第 1 号	専決処分報告について 「令和5年専決第10号 損害賠償の額の決定について」	1
報 告 第 2 号	専決処分報告について 「令和6年専決第1号 令和5年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）」	3
報 告 第 3 号	専決処分報告について 「令和6年専決第2号 損害賠償の額の決定について」	6
報 告 第 4 号	専決処分報告について 「令和6年専決第3号 損害賠償の額の決定について」	8
報 告 第 5 号	専決処分報告について 「令和6年専決第4号 損害賠償の額の決定について」	10
報 告 第 6 号	専決処分報告について 「令和6年専決第5号 令和5年度柏原市一般会計補正予算（第11号）」	12
議 案 第 1 号	令和6年度柏原市一般会計予算	別冊
議 案 第 2 号	令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算	別冊
議 案 第 3 号	令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）予算	別冊
議 案 第 4 号	令和6年度柏原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案 第 5 号	令和6年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案 第 6 号	令和6年度柏原市市立柏原病院事業会計予算	別冊
議 案 第 7 号	令和6年度柏原市水道事業会計予算	別冊

議案第8号	令和6年度柏原市下水道事業会計予算	別冊
議案第9号	市道の路線認定及び廃止について	20
議案第10号	公の施設（柏原市農業総合地域センター）の指定管理者の指定について	22
議案第11号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	23
議案第12号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	25
議案第13号	柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	27
議案第14号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	29
議案第15号	職員の旅費に関する条例の一部改正について	31
議案第16号	柏原市手数料条例の一部改正について	33
議案第17号	柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び柏原市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について	35
議案第18号	柏原市介護保険条例の一部改正について	37
議案第19号	柏原市都市公園条例の一部改正について	41
議案第20号	柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について	49
議案第21号	柏原市水道事業給水条例の一部改正について	52

議案第22号	令和5年度柏原市一般会計補正予算（第12号）	54
議案第23号	令和5年度柏原市一般会計補正予算（第13号）	60
議案第24号	令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	83
議案第25号	令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第1号）	88
議案第26号	令和5年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	93
議案第27号	令和5年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）	109
議案第28号	令和5年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第2号）	114
議案第29号	令和5年度柏原市下水道事業会計補正予算（第1号）	121

報告第1号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和5年専決第10号 損害賠償の額の決定について

令和5年専決第10号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和5年12月18日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車での接触事故	令和5年6月24日 午後3時10分頃 大阪府柏原市国分本町 6丁目13番4号	柏原市内 在住 男性	900,000円	柏原市

報告第2号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和6年専決第1号 令和5年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算(第3号)

令和6年専決第1号

令和5年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度柏原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和6年1月5日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 債務負担行為補正

変更

(単位：千円)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
納入通知書等印刷封入封緘業務	1,624	2,528

報告第3号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和6年専決第2号 損害賠償の額の決定について

令和6年専決第2号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和6年1月16日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事 由	損害賠償の 相 手 方	損害賠償の額	当事者
農業委員会が誤った内容で発行した証明書に起因して、相手方に相続税の修正申告に係る税理士費用等の負担を生じさせた。	柏原市内在住 男性	125,300 円	柏原市

報告第4号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和6年専決第3号 損害賠償の額の決定について

令和6年専決第3号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和6年1月19日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車での接触事故	令和5年10月19日 午後2時19分頃 安堂町1番55号 柏原市役所別館前出入口	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 西大阪維持出張所	143,000円	柏原市

報告第5号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和6年専決第4号 損害賠償の額の決定について

令和6年専決第4号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和6年1月30日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車での接触事故	令和5年12月26日 午前10時15分頃 大阪府柏原市玉手町1番11号	柏原市内 在住 女性	212,300円	柏原市

報告第6号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和6年専決第5号 令和5年度柏原市一般会計補正予算（第11号）

令和6年専決第5号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ837,217千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,682,546千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和6年1月31日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		6,302,695	832,232	7,134,927
	2 国庫補助金	2,084,728	832,232	2,916,960
18 繰入金		827,707	4,985	832,692
	1 基金繰入金	827,707	4,985	832,692
歳入合計		29,845,329	837,217	30,682,546

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,149,892	2,200	3,152,092
	2 徴税費	381,804	2,200	384,004
3 民生費		14,292,922	835,017	15,127,939
	1 社会福祉費	7,657,567	835,017	8,492,584
歳出合計		29,845,329	837,217	30,682,546

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 徴税費	課税システム改修業務	2,200
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策給付金給付事業	39,270

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第11号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
14		国庫支出金	6,302,695	832,232	7,134,927			
	2	国庫補助金	2,084,728	832,232	2,916,960			
		1 総務費国庫補助金	1,383,654	832,232	2,215,886			
						2 総務管理費補助金	832,232	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
18		繰入金	827,707	4,985	832,692			
	1	基金繰入金	827,707	4,985	832,692			
		1 基金繰入金	827,707	4,985	832,692			
						1 繰入金	4,985	財政調整基金繰入金

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		総務費	3,149,892	2,200	3,152,092	2,200					
	2	徴税費	381,804	2,200	384,004	2,200					
		1 徴税費	381,615	2,200	383,815	国庫支出金					
						2,200		12 委託料	2,200	5 市民税課税事業	課税システム改修業務委託料

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		民生費	14,292,922	835,017	15,127,939	830,032	4,985			
	1	社会福祉費	7,657,567	835,017	8,492,584	830,032	4,985			
		12 電力・ガス ・食料品等 価格高騰重 点支援給付 金事業費	1,071,770	835,017	1,906,787	国庫支出金 830,032	4,985			
								10 需用費	315	2 物価高騰対策給付金給付事業
								11 役務費	7,452	消耗品費 315
								12 委託料	39,270	通信運搬費 4,432
								18 負担金、補 助及び交付 金	787,980	手数料 3,020 物価高騰対策給付金 39,270 給付業務委託料 物価高騰対策給付金 787,980

議案第9号

市道の路線認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

記

(1) 認定する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1-83	本郷83号線	本郷4丁目80-4地先 本郷4丁目80-3地先	
2-42	大正42号線	大正3丁目353-1地先 大正3丁目355-16地先	
22-40	玉手40号線	玉手町154-7地先 玉手町154-7地先	
25-103	本町103号線	国分本町7丁目2319-3地先 国分本町7丁目2324-2地先	
28-48	東条48号線	国分東条町2479-2地先 国分東条町2472-6地先	
30-1	亀の瀬1号線	奈良県北葛城郡王寺町藤井758-7 地先 大字峠807-2地先	

(2) 廃止する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
28-48	東 条 48 号線	国分東条町 2472-14 地先 国分東条町 2472-6 地先	

議案第10号

公の施設（柏原市農業総合地域センター）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 指定管理者に管理させる公の施設の名称
柏原市農業総合地域センター
- 2 指定管理者となる団体名
柏原市農業総合地域センター管理運営委員会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 1 1 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市及び東大阪市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することについて、関係市町村と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

大阪広域水道事業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「藤井寺市」を「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、東大阪市」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」
に改める。

- (1) 柏原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年柏原市条例第45号）第6条
- (2) 柏原市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年柏原市条例第47号）第6条
- (3) 柏原市監査委員条例（平成2年柏原市条例第1号）第4条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年柏原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改正する。

法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2中「第4条第2項関係」を「第4条第1項及び第2項関係」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第14号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部改正について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(令和5年柏原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令
和元年柏原市条例第11号)第6条第1項を改め、同条の次に1条を加える改
正規定のうち第6条の2第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項と
し、同条第2項中「100分の100」を「100分の102.5」に改め、
同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日
まで本市の会計年度任用職員(パートタイム会計年度任用職員のうち、勤務
時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める者を除く。)として任用され、
同日の翌日に再度フルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、
当該任期と前会計年度の任期を通算した期間を前項の任期とみなす。

第1条のうち、柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第
13条の次に1条を加える改正規定のうち第13条の2中「同条第3項中」を
「同条第4項中」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

職員の旅費に関する条例の一部改正について

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和41年柏原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「13,200円」を「14,800円」に、「8,700円」を「10,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第16号

柏原市手数料条例の一部改正について

柏原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市手数料条例の一部を改正する条例

柏原市手数料条例（昭和32年柏原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第13号イ中「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び柏原市こども医療費の助成に関する条例の一部改正について

柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び柏原市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び柏原市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

- (1) 柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年柏原市条例第26号)第2条第2項第2号
- (2) 柏原市こども医療費の助成に関する条例(平成5年柏原市条例第21号)第2条第2項第1号

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

柏原市介護保険条例の一部改正について

柏原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市介護保険条例の一部を改正する条例

柏原市介護保険条例（平成12年柏原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,620円」を「35,970円」に改め、同項第2号中「51,260円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「54,920円」を「54,550円」に改め、同項第4号中「62,250円」を「67,190円」に改め、同項第5号中「73,230円」を「79,050円」に改め、同項第6号中「80,550円」を「86,960円」に改め、同号ア中「125万円以下」を「120万円未満」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「87,880円」を「102,760円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「102,520円」を「118,570円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「113,500円」を「134,380円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「128,150円」を「150,190円」に改め、同号ア中「800万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第12号中「146,460円」を「205,520円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号中「139,130円」を「197,620円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号の次に次の3号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 166,000円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のい

れにも該当しないもの

イ 要保護者である者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 181, 810円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者である者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 189, 720円

ア 合計所得金額が820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者である者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第4条第2項中「21, 970円」を「22, 530円」に改め、同条第3項中「36, 620円」を「38, 340円」に改め、同条第4項中「51, 260円」を「54, 150円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第11号まで」を「第14号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の柏原市介護保険条例第4条及び第6条の規定は、

令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第19号

柏原市都市公園条例の一部改正について

柏原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市都市公園条例の一部を改正する条例

柏原市都市公園条例（平成4年柏原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の6各号中「法第4条第1項本文」を「前条」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 施行令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第2条の7を次のように改める。

（運動施設の敷地面積の基準）

第2条の7 施行令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第2条の7の次に次の2条を加える。

（行為の制限）

第2条の8 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

- (1) 行商をすること。
- (2) 業として、写真又は映画を撮影すること。
- (3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項の行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすと認

められるとき。

- 3 市長は、第1項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(許可の特例)

第2条の9 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

第3条ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「第3項」の次に「又は第2条の8第1項」を加える。

第4条の2第2項中「市長の」を「規則で定めるところにより、市長に申請し、その」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

第4条の2第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第2条の7第4項各号」を「第2条の8第2項各号」に改め、「第2項又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項中「又は第4項」を削り、同項を同条第4項とする。

第5条第1項第1号中「前各号」を「アからケまで」に改め、同項第2号中「前各号」を「アからオまで」に改め、同項第3号中「前各号」を「アからウまで」に改める。

第8条中「公園施設」の次に「の設置」を加える。

第8条の2第1項第4号中「第2条の7第4項各号」を「第2条の8第2項各号」に、「第4条の2第5項」を「第4条の2第3項」に改め、同条第2項第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第8条の4第2項中「規則で定める様式による保管工作物等一覧簿」を「前条各号に定める事項を記載した帳簿」に改める。

第10条第1号中「第2条の7第1項若しくは第3項の許可」を「第2条の8第1項の許可」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第5条の5第1項の認定を受けた公募設置等計画に基づき法第5条第1項の許可を受けたものは、当該計画に記載した使用料（当該使用料の額が別表第2に定める使用料を下回る場合にあっては、同表に定める使用料）を納付しなければならない。

第11条中「利用又は占用」を「公園施設の設置若しくは管理若しくは都市

公園の占用又は都市公園の利用」に改め、同条第1号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2号中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に改める。

第12条第1項第1号中「第2条の7第1項若しくは第3項の許可」を「第2条の8第1項の許可」に改め、同条第2項中「市長の」を「規則で定めるところにより、市長に申請し、その」に改め、同条第3項を削る。

第13条を次のように改める。

(使用料の免除)

第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

2 使用料の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

第19条の表中

「

第4条の2第2項から第6項まで

」

を

「

第4条の2第2項から第4項まで

」

に、

「

この条例	第4条の2第2項又は第4項
この条例	第4条の2第6項
この条例	第4条の2第2項又は第4項
第2条の7第4項各号のいずれか又は第4条の2第5項に規定するとき	第4条の2第5項に規定するとき

市長	指定管理者
この条例	第4条の2第2項又は第4項

」

を

「

この条例	第4条の2第2項
この条例	第4条の2第4項
この条例	第4条の2第2項
第2条の8第2項各号の いずれか又は第4条の2 第3項に規定するとき	第4条の2第3項に規定する とき
市長	指定管理者
この条例	第4条の2第2項

」

に改める。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2 (第10条第1号関係)

種別			単位	使用料
法第5条 第1項の 許可	公園施設	設置	その面積1平方	2,000円
		管理	メートルにつ き1年	2,000円
法第6条 第1項又 は第3項 の許可	電柱	第1種電柱	1本につき1年	2,200円
		第2種電柱		3,400円
		第3種電柱		4,600円
		支柱		3,400円
		支線柱		1,600円
		支線		670円
		電話柱		第1種電話柱
	第2種電話柱		3,200円	
	第3種電話柱		4,300円	
	支柱		1,800円	
	支線柱		1,500円	
	支線		670円	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル	20円
	地下に設ける電線その他の線類		につき1年	12円
	水管、下水道 管、ガス管その 他これらに類 する物件	外径0.1メートル未満	長さ1メートル につき1年	120円
		外径0.1メートル以上 0.2メートル未満		240円
		外径0.2メートル以上 0.4メートル未満		470円
外径0.4メートル以上 1メートル未満		1,200円		
外径1メートル以上		2,400円		
防火用貯水槽で地下に設けられるもの、 地下マンホールその他これらに類する		その面積1平方 メートルにつ		3,900円

	地下工作物	き1年	
	公衆電話所	1個につき1年	3,900円
	郵便差出箱		1,700円
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	その面積1平方メートルにつき1日	39円
	標識	1基につき1年	3,200円
	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	その面積1平方メートルにつき1月	390円
	その他の使用	その面積1平方メートルにつき1月	390円
第2条の8第1項の許可	第2条の8第1項各号に該当する利用	その面積1平方メートルにつき1日	その面積1平方メートル当たりの時価の1,000分の5/その月の日数

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の柏原市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可及び承認を受ける者について適用し、同日前に許可及び承認を受けた者に対するこの条例による改正前の柏原市都市公園条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 3 執行機関の附属機関に関する条例（平成24年柏原市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表に次のように加える。

柏原市公募対象公園施設 設置等予定者選定委員会	設置等予定者を選定するための評価基準の策定及 び設置等予定者の選定についての調査審議に關す ること。
----------------------------	--

議案第20号

柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について

柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成5年柏原市条例第26号）を廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による廃止前の柏原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項又は第7条第1項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の許可を受ける者に関する旧条例第8条第1項、第9条から第23条まで及び第25条の規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日前まで又は施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第16条から第19条まで及び第20条第2項（旧条例第21条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による勧告及び命令を受けた者にあつては、当該勧告及び命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行日前にされた旧条例第18条及び第19条の規定による命令（旧条例第6条第1項の許可を受けずに施行した工事に係るものに限る。）を受けた者に係る旧条例第23条第1項及び第25条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行日前にした行為及び前3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適

用については、なお従前の例による。

議案第 2 1 号

柏原市水道事業給水条例の一部改正について

柏原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

柏原市水道事業給水条例（平成9年柏原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第34条第2項ただし書及び第38条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第22号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第12号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,727千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,758,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月15日提出

柏原市長 冨宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		7,134,927	37,863	7,172,790
	1 国庫負担金	4,196,377	37,863	4,234,240
15 府支出金		2,102,011	18,931	2,120,942
	1 府負担金	1,578,318	18,931	1,597,249
19 諸収入		1,711,217	18,933	1,730,150
	5 雑入	1,404,664	18,933	1,423,597
歳入合計		30,682,546	75,727	30,758,273

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		15,127,939	75,727	15,203,666
	2 児童福祉費	4,707,712	75,727	4,783,439
歳出合計		30,682,546	75,727	30,758,273

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第12号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
14		国庫支出金	7,134,927	37,863	7,172,790				
	1	国庫負担金	4,196,377	37,863	4,234,240				
		1	民生費国庫負担金	3,993,537	37,863	4,031,400			
							2 児童福祉費負担金	37,863	保育所運営費負担金 27,277 施設型及び地域型保育給付費負担金 10,586

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
15		府支出金	2,102,011	18,931	2,120,942				
	1	府負担金	1,578,318	18,931	1,597,249				
		1	民生費府負担金	1,542,638	18,931	1,561,569			
							2 児童福祉費負担金	18,931	保育所運営費負担金 13,638 施設型及び地域型保育給付費負担金 5,293

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	1,711,217	18,933	1,730,150				
	5	雑入	1,404,664	18,933	1,423,597				
		2 雑入	1,403,534	18,933	1,422,467				
						1 雑入	18,933	その他雑入	

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		民生費	15,127,939	75,727	15,203,666	56,794	18,933			
	2	児童福祉費	4,707,712	75,727	4,783,439	56,794	18,933			
		2 児童保育費	2,637,607	75,727	2,713,334	国庫支出金	18,933			
						37,863		12 委託料	54,555	1 民間保育園事業
						府支出金		18 負担金、補助及び交付金	21,172	54,555 保育業務委託料（市内保育園）
						18,931				7 施設型及び地域型保育給付事業 施設型及び地域型保育給付費 21,172

議案第23号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313,947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,072,220千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,300,000	596,705	5,896,705
	1 地方交付税	5,300,000	596,705	5,896,705
14 国庫支出金		7,172,790	72,109	7,244,899
	1 国庫負担金	4,234,240	22,996	4,257,236
	2 国庫補助金	2,916,960	49,113	2,966,073
16 財産収入		20,492	319	20,811
	1 財産運用収入	16,457	319	16,776
17 寄附金		307,566	100	307,666
	1 寄附金	307,566	100	307,666
18 繰入金		832,692	18,000	850,692
	1 基金繰入金	832,692	18,000	850,692
19 諸収入		1,730,150	△ 548,886	1,181,264
	5 雑収入	1,423,597	△ 548,886	874,711
20 市債		933,028	175,600	1,108,628
	1 市債	933,028	175,600	1,108,628
歳入合計		30,758,273	313,947	31,072,220

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,152,092	86,142	3,238,234
	1 総務管理費	2,467,408	82,369	2,549,777
	3 戸籍住民基本台帳費	220,477	3,773	224,250
3 民生費		15,203,666	29,108	15,232,774
	1 社会福祉費	8,492,584	29,057	8,521,641
	2 児童福祉費	4,783,439	51	4,783,490
4 衛生費		2,605,695	△ 33,128	2,572,567
	2 清掃費	1,121,948	△ 33,128	1,088,820
6 商工費		310,022	18,000	328,022
	1 商工費	310,022	18,000	328,022
7 土木費		2,999,048	8	2,999,056
	3 都市計画費	417,974	8	417,982
8 消防費		940,489	△ 3,063	937,426
	1 消防費	940,489	△ 3,063	937,426
9 教育費		2,727,381	155,084	2,882,465
	1 教育総務費	833,148	△ 27,856	805,292
	2 小学校費	499,253	98,646	597,899
	3 中学校費	576,543	84,294	660,837

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 災害復旧費		18,745	61,796	80,541
	2 教育施設災害復旧費	4,245	61,796	66,041
歳出合計		30,758,273	313,947	31,072,220

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市有地測量等業務	4,725
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修業務	5,786
		コンビニ交付システム改修業務	1,881
		戸籍電算システム改修業務	8,338
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	185,835
		物価高騰対策給付金給付事業	720,747
	2 児童福祉費	旧柏原西幼稚園測量等業務	1,650
		放課後児童会施設整備事業	6,500
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	666
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	7,847

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	3 都市計画費	田辺旭ヶ丘線整備事業	28,000
9 教育費	2 小学校費	小学校トイレ洋式化事業	56,989
		小学校防火設備改修事業	41,657
	3 中学校費	中学校屋内運動場空調設備設置事業	37,600
		中学校トイレ洋式化事業	84,294
13 災害復旧費	2 教育施設災害復旧費	中学校災害復旧事業	61,796

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
農 業 総 合 地 域 セ ン タ ー 指 定 管 理 に 係 る 経 費	令和6年度から 令和10年度まで	柏原市が協定期間中において 指定管理者へ支払う指定管理料

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
小 学 校 ト イ レ 債 洋 式 化 事 業 債	千円 42,700	普通貸借又は証券発行。ただし、事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を前借りすることができる。	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府・府 銀 行 そ の 他	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等又は元金均等で、年賦又は半年賦で償還する。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。
小 学 校 防 火 設 債 備 改 修 事 業 債	31,200				
中 学 校 ト イ レ 債 洋 式 化 事 業 債	63,100				

変 更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
中 学 校 災 害 復 旧 事 業 債	4,200	42,800

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第13号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
10		地方交付税	5,300,000	596,705	5,896,705				
	1	地方交付税	5,300,000	596,705	5,896,705				
		1	地方交付税	5,300,000	596,705	5,896,705			
							1 地方交付税	596,705	普通交付税

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
14		国庫支出金	7,172,790	72,109	7,244,899				
	1	国庫負担金	4,234,240	22,996	4,257,236				
		3	災害復旧費 国庫負担金	0	22,996	22,996			
							1 教育施設災害復旧 費負担金	22,996	公立学校施設災害復旧事業負担金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
2		国庫補助金	2,916,960	49,113	2,966,073				
	1	総務費国庫補助金	2,215,886	3,773	2,219,659				
						1	戸籍住民基本台帳 費補助金	3,773	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
	5	教育費国庫補助金	4,476	45,340	49,816				
						1	小学校費補助金	24,346	学校施設環境改善交付金
						2	中学校費補助金	20,994	学校施設環境改善交付金

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
16		財産収入	20,492	319	20,811				
	1	財産運用収入	16,457	319	16,776				
	2	利子及び配当金	703	184	887				
						1 利子及び配当金	184	財政調整基金	1
								公共施設等整備基金	146
								減債基金	21
								公園等整備事業基金	8
								文化・スポーツ国際交流基金	8
	3	基金運用収入	260	135	395				
						1 基金運用収入	135	財政調整基金繰替運用収入	

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
17			寄附金	307,566	100	307,666				
	1		寄附金	307,566	100	307,666				
		1		指定寄附金	307,566	100	307,666			
								1 指定寄附金	100	文化・スポーツ国際交流基金寄附金

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
18			繰入金	832,692	18,000	850,692				
	1		基金繰入金	832,692	18,000	850,692				
		1		基金繰入金	832,692	18,000	850,692			
								1 繰入金	18,000	財政調整基金繰入金

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	1,730,150	△ 548,886	1,181,264				
	5	雑入	1,423,597	△ 548,886	874,711				
	2	雑入	1,422,467	△ 548,886	873,581				
						1 雑入	△ 548,886	その他雑入	

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
20		市債	933,028	175,600	1,108,628				
	1	市債	933,028	175,600	1,108,628				
	5	教育債	418,500	137,000	555,500				
						1 小学校債	73,900	小学校トイレ洋式化事業債	42,700
								小学校防火設備改修事業債	31,200
					2 中学校債	63,100	中学校トイレ洋式化事業債		

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
		8	災害復旧債	18,700	38,600	57,300			
						2	教育施設災害復旧債	38,600	中学校災害復旧事業債

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		総務費	3,152,092	86,142	3,238,234	4,184	81,958				
	1	総務管理費	2,467,408	82,369	2,549,777	411	81,958				
		4 財産管理費	1,125,048	82,513	1,207,561	その他	82,210				
						303		24 積立金	82,513	8 基金	
										公共施設等整備基金	146
										積立金	
										財政調整基金積立金	136
										減債基金積立金	82,231
		6 国際事業費	407	△ 144	263	その他	△ 252				
						108		18 負担金、補助及び交付金	△ 281	1 国際交流事業	
										文化・スポーツ国際	△ 281
										交流事業補助金	
								24 積立金	137	2 基金	
										文化・スポーツ国際	
										交流基金積立金	137

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3	1	戸籍住民基本台帳費	220,477	3,773	224,250	3,773				
		戸籍住民基本台帳費	220,477	3,773	224,250	国庫支出金 3,773		12 委託料	3,773	3 戸籍電算システム事業 戸籍電算システム改修業務委託料

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3	1	民生費	15,203,666	29,108	15,232,774		29,108			
		社会福祉費	8,492,584	29,057	8,521,641		29,057			
		社会福祉総務費	1,507,301	5,363	1,512,664		5,363	27 繰出金	5,363	11 国民健康保険事業会計繰出金 (施設勘定)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
		3	障害者自立 支援費	2,469,664	14,194	2,483,858		14,194				
								21	補償、補填 及び賠償金	14,194	2	地域生活支援事業 基幹相談支援センター事業委 託料消費税等補償金
		10	介護保険福 祉費	1,103,513	9,500	1,113,013		9,500				
								27	繰出金	9,500	1	介護保険事業会計繰出金 介護保険事業会計繰出金

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
		2	児童福祉費	4,783,439	51	4,783,490		51				
		1	児童福祉総 務費	484,218	51	484,269		51				
								22	償還金、利 子及び割引 料	51	5	子育て支援課事務費 令和4年度国庫補助金返還金

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4	2	衛生費	2,605,695	△ 33,128	2,572,567		△ 33,128			
		清掃費	1,121,948	△ 33,128	1,088,820		△ 33,128			
		1 清掃総務費	753,945	△ 33,128	720,817		△ 33,128			
								18 負担金、補助及び交付金	△ 33,128	6 柏羽藤環境事業組合負担金 柏羽藤環境事業組合負担金

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6	1	商工費	310,022	18,000	328,022		18,000			
		商工費	310,022	18,000	328,022		18,000			
		2 商工業振興費	204,730	18,000	222,730		18,000			
								12 委託料	18,000	1 商工業振興事業 地域応援キャンペーン事業委託料

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7		土木費	2,999,048	8	2,999,056	8				
	3	都市計画費	417,974	8	417,982	8				
		3	公園緑化費	178,222	8	178,230	その他			
					8		24 積立金	8	10 基金	公園等整備事業基金積立金

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
8		消防費	940,489	△ 3,063	937,426		△ 3,063			
	1	消防費	940,489	△ 3,063	937,426		△ 3,063			
		1	常備消防費	861,133	△ 3,063	858,070		△ 3,063		
							18 負担金、補助及び交付金	△ 3,063	2	柏羽藤消防組合負担金 柏羽藤消防組合負担金 △ 435

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明		
						特定財源	一般財源	区	分			金	額
	2	小学校費	499,253	98,646	597,899	98,246	400						
		1	学校管理費	410,329	98,646	508,975	国庫支出金	400					
						24,346		14	工事請負費	98,646	4	小学校施設整備事業	
						地方債						堅下南小学校トイレ	56,989
						73,900						洋式化工事	
												国分小学校防火設備	41,657
												改修工事	

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明		
						特定財源	一般財源	区	分			金	額
	3	中学校費	576,543	84,294	660,837	84,094	200						
		1	学校管理費	514,409	84,294	598,703	国庫支出金	200					
						20,994		14	工事請負費	84,294	4	中学校施設整備事業	
						地方債						堅下南中学校トイレ洋式化工事	
						63,100							

(款) 13 災害復旧費

(項) 2 教育施設災害復旧費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
13		災害復旧費	18,745	61,796	80,541	61,596	200			
	2	教育施設災害復旧費	4,245	61,796	66,041	61,596	200			
	1	教育施設災害復旧費	4,245	61,796	66,041	国庫支出金 22,996 地方債 38,600	200	14 工事請負費	61,796	1 中学校災害復旧事業 柏原中学校屋内運動場災害復旧工事

議案第24号

令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

令和5年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		1,498,687	△ 90,000	1,408,687
	1 国民健康保険料	1,498,687	△ 90,000	1,408,687
6 繰入金		885,286	90,000	975,286
	2 基金繰入金	0	90,000	90,000
歳入合計		8,296,368	0	8,296,368

令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）説明書

歳入補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1		国民健康保 険料	1,498,687	△ 90,000	1,408,687			
	1	国民健康保 険料	1,498,687	△ 90,000	1,408,687			
		1 一般被保険 者国民健康 保険料	1,498,687	△ 90,000	1,408,687	1 医療給付費分現年 度分	△ 63,361	医療給付費分現年度分
						2 後期高齢者支援金 分現年度分	△ 16,945	後期高齢者支援金分現年度分
						3 介護納付金分現年 度分	△ 9,694	介護納付金分現年度分

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
6		繰入金	885,286	90,000	975,286				
	2	基金繰入金	0	90,000	90,000				
		1 国民健康保	0	90,000	90,000				
		険財政調整				1 国民健康保険財政	90,000	国民健康保険財政調整基金繰入金	
		基金繰入金				調整基金繰入金			

議案第25号

令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第1号）

令和5年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		5,800	△ 422	5,378
	1 外来収入	5,800	△ 422	5,378
3 諸収入		5,682	△ 4,941	741
	2 雑入	5,681	△ 4,941	740
4 繰入金		0	5,363	5,363
	1 他会計繰入金	0	5,363	5,363
歳入合計		11,500	0	11,500

令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第1号）説明書

歳入補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 1 診療収入

(項) 1 外来収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1		診療収入	5,800	△ 422	5,378				
	1	外来収入	5,800	△ 422	5,378				
		1	診療報酬	5,800	△ 422	5,378			
							1 現年度分	△ 422	診療報酬

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
3		諸収入	5,682	△ 4,941	741				
	2	雑入	5,681	△ 4,941	740				
		1	雑入	5,681	△ 4,941	740			
							1 雑入	△ 4,941	その他雑入

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
4		繰入金	0	5,363	5,363				
	1	他会計繰入金	0	5,363	5,363				
	1	一般会計繰入金	0	5,363	5,363				
						1 繰入金	5,363	一般会計繰入金	

議案第26号

令和5年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度柏原市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,001,230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,525,550	17,459	1,543,009
	1 国庫負担金	1,187,067	14,670	1,201,737
	2 国庫補助金	338,483	2,789	341,272
3 支払基金交付金		1,779,222	20,520	1,799,742
	1 支払基金交付金	1,779,222	20,520	1,799,742
4 府支出金		944,726	10,030	954,756
	1 府負担金	905,074	10,030	915,104
6 繰入金		1,299,973	27,991	1,327,964
	1 一般会計繰入金	1,103,177	9,500	1,112,677
	2 基金繰入金	196,796	18,491	215,287
歳入合計		6,925,230	76,000	7,001,230

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		6,442,863	76,000	6,518,863
	1 介護サービス等諸費	6,021,730	68,000	6,089,730
	2 介護予防サービス等諸費	98,871	6,000	104,871
	4 高額介護サービス等費	176,194	5,000	181,194
	5 高額医療合算介護サービス等費	25,557	1,000	26,557
	6 特定入所者介護サービス等費	115,173	△ 4,000	111,173
歳 出 合 計		6,925,230	76,000	7,001,230

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護報酬改定等に伴うシステム改修業務	2,288

令和5年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2		国庫支出金	1,525,550	17,459	1,543,009			
	1	国庫負担金	1,187,067	14,670	1,201,737			
		1 介護給付費負担金	1,187,067	14,670	1,201,737	1 現年度分	14,670	介護・予防給付費負担金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2		国庫補助金	338,483	2,789	341,272			
	1	調整交付金	241,842	2,789	244,631	1 現年度分調整交付金	2,789	現年度分調整交付金

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
3		支払基金交 付金	1,779,222	20,520	1,799,742			
	1	支払基金交 付金	1,779,222	20,520	1,799,742			
	1	介護給付費 交付金	1,737,791	20,520	1,758,311	1 現年度分	20,520	介護・予防給付費交付金

(款) 4 府支出金

(項) 1 府負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
4		府支出金	944,726	10,030	954,756			
	1	府負担金	905,074	10,030	915,104			
	1	介護給付費 負担金	905,074	10,030	915,104	1 現年度分	10,030	介護・予防給付費負担金

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
6		繰入金	1,299,973	27,991	1,327,964				
	1	一般会計繰入金	1,103,177	9,500	1,112,677				
	1	介護給付費繰入金	804,533	9,500	814,033	1 現年度分	9,500	介護・予防給付費繰入金	

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
	2	基金繰入金	196,796	18,491	215,287				
	1	介護給付費準備基金繰入金	196,796	18,491	215,287	1 介護給付費準備基金繰入金	18,491	介護給付費準備基金繰入金	

歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		保険給付費	6,442,863	76,000	6,518,863	66,500	9,500			
	1	介護サービス等諸費	6,021,730	68,000	6,089,730	59,500	8,500			
		1 居宅介護サービス給付費	3,125,130	40,000	3,165,130	国庫支出金 9,268 府支出金 5,200 その他 20,532	5,000	18 負担金、補助及び交付金	40,000	1 居宅介護サービス給付費 居宅介護サービス給付費負担金
		3 地域密着型介護サービス給付費	925,047	7,000	932,047	国庫支出金 1,656 府支出金 875 その他 3,594	875	18 負担金、補助及び交付金	7,000	1 地域密着型介護サービス給付費 地域密着型介護サービス給付費負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		5	施設介護サービス給付費	1,592,528	10,000	1,602,528	国庫支出金 1,867 府支出金 1,750 その他 5,133	1,250			
									18 負担金、補助及び交付金	10,000	1 施設介護サービス給付費 施設介護サービス給付費負担金
		7	居宅介護福祉用具購入費	7,393	3,000	10,393	国庫支出金 710 府支出金 375 その他 1,540	375			
									18 負担金、補助及び交付金	3,000	1 居宅介護福祉用具購入費 居宅介護福祉用具購入費負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	8	居宅介護住宅改修費	16,068	6,000	22,068	国庫支出金 1,420 府支出金 750 その他 3,080	750			
								18 負担金、補助及び交付金	6,000	1 居宅介護住宅改修費 居宅介護住宅改修費負担金
	9	居宅介護サービス計画給付費	355,560	2,000	357,560	国庫支出金 473 府支出金 250 その他 1,027	250			
								18 負担金、補助及び交付金	2,000	1 居宅介護サービス計画給付費 居宅介護サービス計画給付費負担金

(項) 2 介護予防サービス等諸費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	介護予防サービス等諸費	98,871	6,000	104,871	5,250	750			
	5	介護予防福祉用具購入費	1,797	1,000	2,797	国庫支出金 236 府支出金 125 その他 514	125	18 負担金、補助及び交付金	1,000	1 介護予防福祉用具購入費 介護予防福祉用具購入費負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	6	介護予防住 宅改修費	11,766	4,000	15,766	国庫支出金 946 府支出金 500 その他 2,054	500			
								18 負担金、補 助及び交付 金	4,000	1 介護予防住宅改修費 介護予防住宅改修費
	7	介護予防サ ービス計画 給付費	22,498	1,000	23,498	国庫支出金 236 府支出金 125 その他 514	125			
								18 負担金、補 助及び交付 金	1,000	1 介護予防サービス計画給付費 介護予防サービス計画給付費 負担金

(項) 4 高額介護サービス等費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4	高額介護サービス等費	176,194	5,000	181,194	4,375	625			
	1	高額介護サービス費	176,109	5,000	181,109	国庫支出金 1,183 府支出金 625 その他 2,567	625	18 負担金、補助及び交付金	5,000	1 高額介護サービス費 高額介護サービス費負担金

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	5	高額医療合算介護サービス等費	25,557	1,000	26,557	875	125			
		1 高額医療合算介護サービス費	25,503	1,000	26,503	国庫支出金 236 府支出金 125 その他 514	125	18 負担金、補助及び交付金	1,000	1 高額医療合算介護サービス費 高額医療合算介護サービス費 負担金

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	6	特定入所者 介護サービ ス等費	115,173	△ 4,000	111,173	△ 3,500	△ 500			
	1	特定入所者 介護サービ ス費	114,999	△ 4,000	110,999	国庫支出金 △ 772 府支出金 △ 670 その他 △ 2,058	△ 500	18 負担金、補 助及び交付 金	△ 4,000	1 特定入所者介護サービス費 特定入所者介護サービス費負 担金

議案第27号

令和5年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度柏原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,936千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,276,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者 医療保険料		935,638	9,936	945,574
	1 後期高齢者 医療保険料	935,638	9,936	945,574
歳入合計		1,267,014	9,936	1,276,950

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合負担金		1,220,112	9,936	1,230,048
	1 後期高齢者医療 広域連合負担金	1,220,112	9,936	1,230,048
歳出合計		1,267,014	9,936	1,276,950

令和5年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1		後期高齢者 医療保険料	935,638	9,936	945,574			
	1	後期高齢者 医療保険料	935,638	9,936	945,574			
		1 後期高齢者 医療保険料	935,638	9,936	945,574	2 現年度分普通徴収 保険料	9,936	現年度分普通徴収保険料

歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合負担金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,220,112	9,936	1,230,048	9,936				
	1	後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,220,112	9,936	1,230,048	9,936				
		1 後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,220,112	9,936	1,230,048	その他 9,936				
								18 負担金、補 助及び交付 金	9,936	1 後期高齢者医療広域連合負担金 保険料等負担金

議案第28号

令和5年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度柏原市市立柏原病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和5年度柏原市市立柏原病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	5,676,128千円	△ 947,326千円	4,728,802千円
第2項 医業外収益	1,525,174千円	△ 1,067,000千円	458,174千円
第4項 特別利益	0千円	119,674千円	119,674千円

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

補 正 予 算 実 施 計 画

収 益 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			5,676,128	△ 947,326	4,728,802	
	2 医業外収益		1,525,174	△ 1,067,000	458,174	
		6 その他 医業外収益	1,089,776	△ 1,067,000	22,776	
	4 特別利益		0	119,674	119,674	
		1 その他特別利益	0	119,674	119,674	

令和5年度柏原市市立柏原病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 746,458
	減価償却費	366,681
	長期前払消費税償却額	21,038
	資本費繰入収益	△ 81,167
	貸倒引当金の減少額	△ 2,073
	賞与引当金の増加額	28,387
	退職給付引当金の増加額	76,996
	長期前受金戻入額	△ 153,734
	受取利息及び受取配当金	△ 204
	支払利息	56,637
	固定資産除却損	3,478
	未収金の減少額	390,877
	未払金の減少額	△ 15,240
	貯蔵品の減少額	1,772
	小計	△ 53,010
	受取利息及び受取配当金の受取額	204
	利息の支払額	△ 56,637
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 109,443
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 108,510
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	280,435
	投資活動によるキャッシュ・フロー	171,925
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	58,000
	建設改良企業債の償還による支出	△ 449,250
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 1,514
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 392,764
4	資金増加（減少）額	△ 330,282
5	資金期首残高	2,990,008
6	資金期末残高	2,659,726

令和5年度柏原市市立柏原病院事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
ア 土 地		273,757		
イ 建 物	7,672,387			
減価償却累計額	<u>△ 3,786,686</u>	3,885,701		
ウ 車 両	10,129			
減価償却累計額	<u>△ 3,037</u>	7,092		
エ 器 械 備 品	2,205,849			
減価償却累計額	<u>△ 1,525,327</u>	680,522		
オ リ ー ス 資 産	4,235			
減価償却累計額	<u>△ 1,691</u>	<u>2,544</u>		
有形固定資産合計			4,849,616	
(2) 無 形 固 定 資 産				
ア ソフトウェア		<u>50,976</u>		
無形固定資産合計			50,976	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
ア 長 期 前 払 消 費 税		<u>51,289</u>		
投資その他の資産合計			<u>51,289</u>	
固 定 資 産 合 計				4,951,881
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,659,726	
(2) 未 収 金		603,816		
貸 倒 引 当 金		<u>△ 13,576</u>	590,240	
(3) 貯 蔵 品			<u>11,849</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>3,261,815</u>
資 産 合 計				<u><u>8,213,696</u></u>

負 債 の 部

	千円	千円	千円	千円
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>2,713,522</u>		
企業債合計			2,713,522	
(2) 引 当 金				
ア 退職給付引当金		<u>957,974</u>		
引当金合計			957,974	
(3) 長期リース債務			<u>2,031</u>	
固定負債合計				3,673,527
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>456,622</u>		
企業債合計			456,622	
(2) 引 当 金				
ア 賞与引当金		<u>176,204</u>		
引当金合計			176,204	
(3) 短期リース債務			717	
(4) 一時借入金			200,000	
(5) 未 払 金			285,792	
(6) その他流動負債			<u>17,997</u>	
流動負債合計				1,137,332
5 繰 延 収 益				
(1) 繰 延 収 益				
ア 長期前受金			6,865,838	
長期前受金収益化 累計額		<u>△ 5,739,252</u>		
繰延収益合計				<u>1,126,586</u>
負債合計				<u><u>5,937,445</u></u>

資 本 の 部

	千円	千円	千円	千円
6 資 本 金				1,207,261
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
ア 他 会 計 負 担 金		119,800		
イ 受 贈 財 産 評 価 額		6,098		
ウ 寄 附 金		<u>6,050</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			131,948	
(2) 利 益 剰 余 金				
ア 減 債 積 立 金		1,210,000		
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		<u>272,958</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>937,042</u>	
剰 余 金 合 計				<u>1,068,990</u>
資 本 合 計				<u>2,276,251</u>
負 債 資 本 合 計				<u><u>8,213,696</u></u>

補 正 予 算 基 礎 資 料
収 益 的 収 入

収 入

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
2 医 業 外 収 益		1,525,174	△ 1,067,000	458,174			
	6 そ の 他 医 業 外 収 益	1,089,776	△ 1,067,000	22,776	そ の 他 医 業 外 収 益	△ 1,067,000	
4 特 別 利 益		0	119,674	119,674			
	1 その他特別利益	0	119,674	119,674	その他特別利益	119,674	大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金

議案第29号

令和5年度柏原市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度柏原市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度柏原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「1,394,276千円」を「1,404,368千円」、「34,440千円」を「44,532千円」に改める。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 884,430千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 73,585千円、過年度損益勘定留保資金 29,111千円及び当年度損益勘定留保資金 781,734千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 884,422千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 74,502千円、過年度損益勘定留保資金 29,111千円及び当年度損益勘定留保資金 780,809千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,836,247千円	10,100千円	1,846,347千円
第1項 企業債	999,300千円	10,100千円	1,009,400千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,720,677千円	10,092千円	2,730,769千円
第1項 建設改良費	1,394,276千円	10,092千円	1,404,368千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
流域下水道事業	33,800千円	43,900千円

令和6年2月15日提出

柏原市長 富宅正浩

補 正 予 算 実 施 計 画
資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			1,836,247	10,100	1,846,347	
	1 企業債		999,300	10,100	1,009,400	
		1 企業債	999,300	10,100	1,009,400	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			2,720,677	10,092	2,730,769	
	1 建設改良費		1,394,276	10,092	1,404,368	
		4 建設負担金	34,440	10,092	44,532	

令和5年度柏原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位 千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	68,537
	減価償却費	1,293,439
	貸倒引当金の増減額	603
	賞与引当金の増減額	1,584
	退職給付引当金の増減額	4,841
	長期前受金戻入額	△ 557,718
	支払利息	198,413
	固定資産除却費	6,561
	業務活動に伴う未収金の増減額	28,554
	業務活動に伴う未払金の増減額	△ 8,381
	その他流動負債の増減額	△ 80,918
	小計	955,515
	利息の支払額	△ 198,413
	業務活動によるキャッシュ・フロー	757,102
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,428,881
	無形固定資産の取得による支出	△ 33,456
	国庫補助金等による収入	396,343
	受益者負担金等による収入	19,439
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,046,555
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,009,400
	建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 1,325,399
	他会計からの出資による収入	420,965
	財務活動によるキャッシュ・フロー	104,966
4	資金増減額	△ 184,487
5	資金期首残高	373,650
6	資金期末残高	189,163

令和5年度柏原市下水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		1,186,892	
	ロ 建 物	453,823		
	減価償却累計額	<u>△ 114,646</u>	339,177	
	ハ 構 築 物	37,829,482		
	減価償却累計額	<u>△ 9,654,521</u>	28,174,961	
	ニ 機 械 及 び 装 置	2,798,850		
	減価償却累計額	<u>△ 1,121,293</u>	1,677,557	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	3,889		
	減価償却累計額	<u>△ 1,411</u>	2,478	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	1,027		
	減価償却累計額	<u>△ 258</u>	769	
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>313,578</u>	
	有形固定資産合計			31,695,412
	(2) 無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		2,572,419	
	ロ 電 話 加 入 権		<u>1,882</u>	
	無形固定資産合計			<u>2,574,301</u>
	固 定 資 産 合 計			34,269,713
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金			189,163
	(2) 未 収 金		207,036	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 881</u>	<u>206,155</u>
	流 動 資 産 合 計			<u>395,318</u>
	資 産 合 計			<u><u>34,665,031</u></u>

負 債 の 部

3	固 定 負 債		
	(1) 企 業 債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>13,099,042</u>	
	企業債合計		13,099,042
	(2) 引 当 金		
	イ 退職給付引当金	<u>66,590</u>	
	引当金合計		<u>66,590</u>
	固 定 負 債 合 計		13,165,632
4	流 動 負 債		
	(1) 企 業 債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,512,199</u>	
	企業債合計		1,512,199
	(2) 未 払 金		230,455
	(3) 引 当 金		
	イ 賞与引当金	<u>16,969</u>	
	引当金合計		16,969
	(4) 預 り 金		<u>3,354</u>
	流 動 負 債 合 計		1,762,977
5	繰 延 収 益		
	(1) 長 期 前 受 金		19,525,623
	収益化累計額	<u>△ 5,229,762</u>	
	繰延収益合計		<u>14,295,861</u>
	負 債 合 計		29,224,470

資 本 の 部

6	資 本 金		4,237,589
7	剰 余 金		
	(1) 資 本 剰 余 金		
	イ 国 庫 補 助 金	573,295	
	ロ その他資本剰余金	<u>721</u>	
	資本剰余金合計		574,016
	(2) 利 益 剰 余 金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	<u>628,956</u>	
	利益剰余金合計		<u>628,956</u>
	剰 余 金 合 計		<u>1,202,972</u>
	資 本 合 計		<u>5,440,561</u>
	負 債 資 本 合 計		<u>34,665,031</u>

補 正 予 算 基 礎 資 料

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 企 業 債		999,300	10,100	1,009,400			
	1 企 業 債	999,300	10,100	1,009,400			
					企 業 債	10,100	流域下水道事業債

支 出

(単位 千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 建 設 改 良 費		1,394,276	10,092	1,404,368			
	4 建 設 負 担 金	34,440	10,092	44,532			
					負 担 金	10,092	流域下水道建設負担金